

年金額回復の具体的事例

○平成23年10月31日から平成23年11月4日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後		
1	72歳	男	820,200円	0円	820,200円	回復前の厚生年金加入期間45月に94月及び国民年金加入期間195月を追加 ○老齢年金受給の可否の確認に、ご本人が出張相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴及び住所歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)及び国民年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○今回の記録判明により、老齢基礎年金及び老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,960万円
2	83歳	男	570,900円	546,300円	1,117,200円	回復前の厚生年金加入期間105月に127月を追加 ○市町村職員共済組合を経由して、ご本人から年金加入期間の確認の申出を受付ける。 ○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。	約1,360万円
3	84歳	男	551,900円	356,600円	908,500円	回復前の厚生年金加入期間70月に2月及び国民年金加入期間210月を追加 ○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人が回答票を持参し、相談窓口を訪れる。 ○ご本人のものと思われる記録とご本人の申出の職歴及び住所歴が一致したことから、記録を統合した。	約1,320万円
4	故人 (76歳)	女	430,300円	1,116,700円	1,547,000円	回復前の厚生年金加入期間235月に125月を追加 ○ご本人(故人)の死亡届等の手続きに、ご遺族(子)が相談窓口を訪れる。 ○ご遺族に故人の年金記録の再確認をお願いしたところ、ご遺族の申出の職歴と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○今回の記録判明による増加分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約820万円 (未支給分)
5	77歳	女	391,500円	908,800円	1,300,300円	回復前の厚生年金加入期間307月に107月を追加 ○「黄色便」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人のものと思われる記録とご本人の申出の職歴及び旧姓情報が一致したことから、記録を統合した。	約1,130万円
6	66歳	女	382,100円	307,100円	689,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に118月を追加 (老齢基礎年金受給者) ○年金加入期間の確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録の判明により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,100万円
7	83歳	男	358,000円	641,300円	999,300円	回復前の厚生年金加入期間37月に82月を追加 ○年金加入期間確認の申出書がご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出の職歴と一致する旧姓当時の厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。	約850万円
8	84歳	男	352,700円	1,202,400円	1,555,100円	回復前の厚生年金加入期間168月に62月を追加 ○「受給者便」の回答票を持参し、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(氏名未収録)が判明し、記録を統合した。	約850万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後		
9	故人 (89歳)	男	343,300円	2,478,700円	2,822,000円	回復前の厚生年金加入期間373月に57月を追加 ○ご本人(故人)の死亡届等の手続きに、ご遺族(子)が相談窓口を訪れる。 ○ご遺族に故人の年金記録の再確認をお願いしたところ、ご遺族の申出の職歴とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日の一部相違)が判明し、ご遺族に生年月日の一部相違を確認し、記録を統合した。 ○今回の記録判明による増加分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約1,000万円 (未支給分)
10	63歳	女	331,300円	109,000円	440,300円	回復前の厚生年金加入期間138月に45月を追加 ○「脱退手当金を受けたとされる期間があるが、支払いを受けていない」とご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の脱退手当金支給期間前後の加入記録や支払日等について関係書類などを確認したところ、「脱退手当金受給期間に係る年金事務所段階における年金記録回復基準」に該当することから、脱退手当金を支給した期間の記録を回復し、記録を訂正した。	約960万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	1件 (事例 3)
黄色便(旧姓情報等を活用したお知らせ)	1件 (事例 5)
受給者便(加入期間及び報酬額のお知らせ)	1件 (事例 8)
年金事務所段階における年金記録回復基準	1件 (事例 10)
その他(一般年金相談)	6件 (事例 1、2、4、6、7、9)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 3)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.86歳、女性+23.89歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

〈参考：用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者（約1億9百万人）に加入記録を送付（19年12月から20年10月）し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」

基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付（19年12月から20年3月）。

「全員特別便」

それ以外の全ての方へ送付（20年4月から10月）。

○フォローアップ照会

20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録（基礎年金番号に統合されていない記録）の持ち主である可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

○グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先（電話番号等）の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付（21年12月から22年11月）し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○脱退手当金受給期間に係る年金事務所段階における年金記録回復基準

脱退手当金を支給した記録をお持ちの方で、脱退手当金の計算の対象となった加入期間の前に計算対象となっていない加入期間がある場合などの、一定の条件に当てはまる場合には、年金記録確認第三者委員会による記録の確認を行うことなく、年金事務所段階において脱退手当金を支給した記録の回復を行うこととしている。

【脱退手当金】

昭和61年3月までの厚生年金保険法において、60歳に到達したとき、または、60歳に到達したあと厚生年金の資格を喪失した方で、加入期間が短期間であるために、いずれの年金も受けることができないときに、お支払いする一時金。

【お問い合わせ先】

日本年金機構 年金給付部
岡村 計三（電話：03－6892－0769）